

○金丸評価改善課長 それでは、定刻となりましたので平成 24 年第 1 回「農林水産省政策評価第三者委員会」を開催させていただきます。

冒頭、筒井副大臣から御挨拶をいただく予定でしたが、所用が終わり次第駆けつけていただくこととなっております。先に委員会を始めさせていただきます。

議事に入る前に 2 点、御連絡させていただきます。まず、当委員会はこれまでと同様、公開されており、本日は一般公募により傍聴の方が 6 名見えておりますので、お知らせいたします。

また、会議の議事録につきましては委員の皆様にご確認いただいた上で、発言者の氏名とともに公開することとなっております。あらかじめ御承知おきいただきますよう、お願いいたします。

なお、阿部委員、堀口委員におかれましては、本日御都合がつかず欠席となっております。

次に、お手元に複数の会議資料を御用意しております。会議資料一覧を付けておりますので、御確認をお願いいたします。これらの資料につきましては会議終了後、農林水産省ホームページ上に公表することとしております。資料の不足がありましたらお知らせください。

それでは、議事に入らせていただきます。議事は「平成 24 年の政策評価の対象と進め方について」になります。

まずは平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画について、評価改善課から御説明させていただきます。

○勝野評価改善課課長補佐 それでは、資料 1 をご覧ください。「平成 24 年度農林水産省政策評価実施計画」の資料を使って御説明させていただきます。また、参考 1 の資料もお手元に御用意いただければと思います。

資料 1、2 枚めくっていただいて 24 年度農林水産省政策評価実施計画の内容があります。計画期間は 4 月 19 日から 3 月 31 日までとなっております。

評価の項目としては大きく実績評価、事業評価、総合評価とあります。主にこの第三者委員会の委員の皆様には、実績評価について御意見をいただこうということになっております。

実績評価ですけれども、昨年度実施させていただいた評価の方法と、ほぼ変わらない方法で実施させていただこうと考えております。（2）ですが、①、②については達成度合があまりよくなかった指標、③については達成度合が 150%を超えた指標について、要因分析をしていただこうというものです。

また、把握すべきデータが震災の影響等で欠ける指標については、達成度合の判定を実施しないことにさせていただいております。

22 年度の政策評価時に実施した要因分析の内容を踏まえた対応状況や施策効果の発現状況についても、フォローアップをしていただこうと考えております。

(3) ですが、評価に当たりましては実績値や要因分析の内容を踏まえ、個々の政策手段に対する検証を行い、その結果を行政事業レビューシートに反映させるなど、行政事業レビューとの連携を図るというふうにさせていただいています。

参考資料1をご覧ください。今、御説明させていただきましたものが7月実施予定の第三者委員会において実施していただく、23年度の政策評価についてのお話でした。今日は4月のところにあります第三者委員会のところで、24年度の事前分析表について御議論をいただくということです。

7月に実施していただく23年度評価については、実は昨年11月に委員の皆様へ23年度事前分析表という形で、目標設定についての御議論をいただいております。そして、本日24年度の目標設定について御議論いただきますが、これはまた来年7月ごろに評価をいただくこととなります。

参考1の2ページ目をご覧ください。先ほど行政事業レビューとの関係について御説明をさせていただきましたけれども、政策評価につきましては大目標、中目標、そして政策分野、更にその下に施策、目標、測定指標があります。一つひとつの測定指標について、この後、各担当から御説明がありますけれども、その測定指標の目標を達成するために、個々の事業等がぶら下がっているという関係になっております。

この個々の事業一つひとつが、行政事業レビュー単位と一致しておりまして、一つひとつの事業について行政事業レビューシートを作成するという形になっております。この行政事業レビューについては別途、農林水産省の予算監視・効率化チームという組織でチェックを行っていくこととしております。

それ以外については資料1に戻っていただいて事業評価、総合評価がありますが、今年度の総合評価につきましては最後のページにありますように、農林水産分野の地球環境対策をテーマに評価をしていく予定にしております。

簡単ですが、以上で御説明を終わらせていただきます。

○金丸評価改善課長 それでは、ただいまの説明について御質問がありましたら、御発言をお願いいたします。よろしいでしょうか。

ないようでしたら、引き続きまして各政策分野の事前分析表について、担当局から説明をさせていただきます。なお、総合評価を行う政策分野につきましては、他の政策分野と同様に事前分析表を作成しておりますが、総合評価という性格上、測定指標等を設定しておりませんので、説明を省略させていただき、実績評価を行うこととしている政策分野について、順次御説明させていただきます。

それでは、中目標1について消費・安全局、生産局、食料産業局の順に説明をお願いいたします。まず消費・安全局、お願いいたします。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 それでは、資料2をご覧くださいと思います。1-1 ページですが、消費・安全局がとりまとめを担当する政策分野は、一番上の分野名にありますように、食の安全と消費者の信頼の確保です。

同じページの２段目、政策の概要の欄をご覧ください。本政策分野は食品の生産から消費に至るフードチェーン全体において安全管理の取組強化が求められている中、食品の安全と消費者の信頼の確保を図るために、食品の安全性の向上とフードチェーンにおける取組の拡大及び食品表示の適正化の推進による食品に対する消費者の信頼確保のための施策を実施するものです。

この下にありますように、測定指標といたしまして挙げておりますが、これは下段から次のページにかけて書いております。カドミウムの耐容摂取量、ダイオキシン類の耐容摂取量、GAPの導入産地数、中小企業層の食品製造事業者におけるHACCPの導入率、食品の入出荷記録の保存の取組率、生鮮食品、加工食品の不適正表示率といったものを設定いたしております。

それでは、資料３をご覧くださいと思います。最初のページ、今回の指標の変更点です。今回の指標の変更点は用語の使い方のみです。この右左の表にありますが、暫定摂取許容量という言葉で耐容摂取量に用語を修正しております。耐容摂取量というのは重金属等に関する指標として用いられて、主に非意図的に混入する物質について、生涯にわたって摂取しても有害な影響はないと判断される摂取量という概念です。

以上が変更点です。

また、資料２に戻っていただきたいのですが、次に政策手段の説明に移りたいと思います。これは１-４ページをご覧ください。政策の中核をなす食品の安全性向上には、日ごろからの安全な食品をつくる地道な努力が必須となっております。このため、まず食品がどの程度安全であるかということを知る必要があります。この食品安全行政においては、国際的に通用するものとするためにも実態データを踏まえて、科学的根拠に基づいて安全性を高めるための措置を検討することが重要となっております。

１-４ページの（１２）をご覧くださいと思います。このための代表的な政策手段といたしまして、有害化学物質・微生物リスク管理基礎調査事業を例にとりまして説明をいたします。

カドミウムやヒ素などの有害化学物質及びサルモネラや腸管出血性大腸菌などの有害微生物のような危害要因につきましては、国内外の情報とともに消費者や食品事業者等の関係者の意見を聴きながら、実態調査とか対策技術開発が必要なものを優先的にまずリストアップいたします。これらを対象に作成したサーベイランス、モニタリング調査をするための５か年間の中期計画、年次計画に基づいて、この事業により我が国の農畜水産物・食品全体の汚染実態や汚染の程度、生産製造の関係を調査把握するものです。

この調査の結果に基づき得られたデータは、食品に由来する健康リスクの程度の予測ですとか、安全性向上対策の検討実施、対策の実施による効果の測定に活用いたします。また、科学的に十分なデータが得られれば、ある危害要因について国産食品が安全であるかどうかの客観的な根拠になります。このほかにも国際機関に得られたデータを提出しまして、国際的なリスク評価や、我が国の実態を踏まえたガイドラインの検討の議論にも貢献

できることとなるわけです。

説明は以上です。

○金丸評価改善課長 次に、生産局お願いいたします。

○中田生産局総務課生産推進室長 続きまして、政策分野2です。生産局生産推進室長の
中田と申します。よろしくお願いいたします。

資料は資料2の政策分野2のところと、併せまして資料3の2ページのところです。

生産分野2は大変たくさんの指標がありますので、指標の見直しと、その考え方に絞って御説明をしたいと思います。

政策分野2というのは、国産農畜産物を軸とした食と農の結び付きの強化ということでして、国産の農畜産物に対する需要を喚起するとともに、供給面における対応をしっかりとやっていこうというものです。

その中の施策(1)です。農業と国民との結び付きの強化。この中の目標①の一番最初の測定指標の(ア)フード・アクション・ニッポンにおける推進パートナー数について、指標をこれまで23年度までの目標値を掲げておりましたのを、24年度の目標値を1年延長して掲げたいと考えております。

考え方につきましては、このフード・アクション・ニッポンというのは行政だけではなく、農業者の方や食品の製造業者あるいは流通業者など、幅広い分野の関係者の方々に一体となって推進していただく国民運動ですが、これに賛同して積極的に国産の農畜産物の消費拡大に取り組んでいただく民間企業や、団体の数を指標として設定をしております。

この指標につきましては、目標値に近づいた段階で各企業や団体の取組内容を分析した上で、新たな目標設定を検討することになっているところです。これまで23年度の6,000社という目標を設定していたところですが、今回24年度の目標として7,000社を設定したいと考えております。

23年度におきましては米粉の消費拡大を推進するための米粉倶楽部ですとか、東日本大震災の被災地を応援する「食べて応援しよう！」というものを重点的に実施しました。24年度につきましては更にこの米粉の消費拡大や、あるいは6次産業化といった重点テーマを設けて実施することとしまして、これに関連する推進パートナー数を1,000社獲得することを目標にしたいと考えております。

なお、25年度の目標設定につきましては、また実績を踏まえて新たな目標設定を検討したいと考えているところです。これが見直しの1つ目です。

見直しの2つ目は、同じく資料3の2ページです。資料2は2-3ページです。2-3ページの一番下にあります測定指標(サ)チーズ向け生乳の生産量についてです。これについて目標値の見直しを考えているところです。

これにつきましては、当初23年度は60万t、その後、27年度の目標値である77万tまで一定割合で増加させるという計画にしておりましたが、22年度の夏場の猛暑の影響、昨年の震災の影響から生乳全体の生産量が減少しております。その中で必要性の高い飲用の

牛乳向けに生乳が優先的に仕向けられたことによりまして、チーズ向けの生乳の生産量が目標設定当初の想定よりも減少していることを踏まえまして、今回 27 年度の目標値である 77 万 t は変えないのですが、そこに至るまでの各年度の目標値を 24 年度、資料 3 にありますように 64 万 t から 57 万 t に見直す。これに伴いまして 25 年度、26 年度もそれぞれ見直すことにしたいと考えております。

この背景といたしましては、東日本大震災の生乳生産全体への影響というものがあります。東北関東地域におきまして、震災によりまして停電や交通網を遮断されたり、乳業工場が被災した、原発事故による出荷制限がありまして、生乳 4 万 t の廃棄を余儀なくされたところです。

加えまして、一昨年のもんくにより種付けの遅れがありまして、春の分娩が夏以降にずれたということがあります。このため、23 年度の生乳生産量全体が前年度期に比べて減少となっております。

ただ、こういう中でも秋以降は回復傾向にありますので、24 年度のチーズ向け供給量といたしましては 60 万 t という線を考えておりまして、これに向けた予算も用意しているところです。

ただ、このように生乳の需給が非常に変動している中で、御案内かと思いますが、例えばバターのような国産乳製品に対する消費者の要望も非常に高くなっております。これに応えるため、この 60 万 t の中で 24 年度におきましてはチーズ向けの生乳を需給状況に応じて、バターなどの乳製品に融通する。これは最大 6 万 t を想定しているのですが、そういったものをメニューとして用意しているところですので、このメニューが活用されるということも想定しまして、最低 54～60 万 t の間ということで、その間の 57 万 t を 24 年度の目標として、見直しをさせていただきたいと考えています。

もう一点、前回の第三者委員会での御指摘を踏まえた検討についてですが、資料 2 ですと 2-4 ページになります。この一番下に学校給食における地場産物を使用する割合というものがありまして、前回の第三者委員会の際に大熊委員から、年間を通じた取組が重要なので、実績値の把握に当たっては通年の取組が把握できるような仕組みにできないかという御意見をいただきました。

この指標の調査は、文部科学省さんの方で学校にお願いをしてやっているということですが、年 2 回、6 月と 11 月の各 5 日間の調査となっております。委員から年間通じて調査をすべきとの御意見をいただいたのですが、現状の調査につきましても現場によっては負担になっているということも聞いておりますので、全国調査としてはなかなか現場にこれ以上の負担をお願いするのは、難しいのではないかと考えております。

地域によってかなり取組が進んでいるところと、難しいところいろいろあるかと思いますが、全国調査としてどの程度のことをやっていくかということで、今のような調査で進めていきたいと思っています。その点は何とぞ御理解をいただきたいと思っています。申し訳ございません。

最後に政策手段についてです。24 年度予算額の中で最も大きいものを 1 点御紹介します。資料 2 の 2-7 ページの上から 2 つ目 (27) です。農業者戸別所得補償制度は本格実施の 2 年目ということになりますが、米、麦、大豆等の主要農産物に係る所得を補償するための交付金ですとか、水田の有効活用を促進するための交付金を交付することにより、生産者の経営安定と国内生産力の確保を図ってまいりたいと考えております。

政策分野 2 は以上です。

○国井食料産業局企画課長 食料産業局企画課の国井です。よろしくお願いいたします。

私の方からは政策分野 3 と 9 について、変更点を中心に御説明をさせていただきたいと考えております。

資料ですが、今回、食料産業局関係はかなり変更点が多いので、資料 3 「指標の新設・見直し等について (案)」を中心に御説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いします。

3 ページが食品産業の持続的な発展、政策分野 3 です。

まず 1 点目の見直しですが、(1) フードチェーンにおける連携した取組の推進の中で、① (エ) 食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられている市区町村の割合ということで指標を立てております。この目標値について前回は前年度より各年増加ということに記載させていただいておりましたが、今般担当課の方で市区町村の方にアンケートを行いまして、その結果が出ておりますので、その値を基に目標値等を見直ししたいと考えております。

具体的にはそこにありますように、23 年度の時点で対策がとられている市区町村の割合が 56.8% というデータが出ております。あと、対策が必要だと答えている市町村のうち、現時点で対策の実施を検討している市町村がすべて対策を講じるというのを最終的な目標値にしたいと考えております。それが全部で 73% になるわけですが、この基準値を起点として、目標値に向けて順次増やしていくという考え方で、24 年度は 60% ということで設定をさせていただきたいと考えております。

(2) 国内市場の活性化のところですが、② (イ) と (ウ) の 2 点について御説明をしたいと思います。

(イ) は食品製造業の中小企業に係る CO₂ 排出量、(ウ) は食品事業者環境対策推進支援事業の研修会参加企業における CO₂ 削減の計画づくり及び具体的実践の取組割合というもので、23 年度は 2 つの指標を掲げていたわけですが。これは東日本大震災の影響によって (イ) の中小企業に係る CO₂ の排出量をデータ的にとるのが難しくなったという事情がありまして、(ウ) を補足的に使うということで前回は御了解いただいたところですが、今回、その右側の一番下に新設 (イ) 食品製造業に係る CO₂ 排出量ですが、中小企業に限定してとるのは難しくなりましたので、この際、食品製造業全般の CO₂ 排出量ということで指標を変えたいと考えております。

その関係で先ほど申し上げた 23 年度の (イ) と (ウ) は廃止をいたしまして、今、申し

上げました食品製造業全体に係る CO₂ 排出量という指標に変更したいということです。この基準値ですが、平成 2 年に京都議定書の関係でこれに相当する数値が 1,748 万 t というデータがありまして、京都議定書対応の最終目標年度がまさに 24 年度ということですので、24 年度の最終目標値 1,550 万 t を目標値にさせていただきたいと考えています。

続きまして、政策分野 9 の関係で説明いたしたいと思います。資料 3 の 7 ページをご覧くださいと思います。政策分野 9、農業・農村における 6 次産業化の推進です。まずは（１）農業者による加工・販売分野への進出等の取組の促進、①（カ）農林水産物・食品の輸出額の指標です。これについては目標年、平成 29 年に 1 兆円水準という目標値に由来しておりました。しかしながら、これにつきましては昨年 12 月 24 日に日本再生の基本戦略が閣議決定され、この中で政府の目標として 1 兆円水準を平成 32 年に達成するということになりましたので、これを目標値にしたい。すなわち、目標年を平成 29 年から 32 年に変更させていただきたいということです。

（２）地産地消の推進ということで、これは先ほどの政策分野 2 の中に元々あったものですが、地産地消につきましては平成 23 年 3 月に施行されましたいわゆる 6 次産業化法の中で、6 次産業化と一体として進めることになっておりますので、こちらの政策分野の方にも再掲ということで掲げさせていただきたいと考えています。

（２）農村に由来する資源の活用促進です。これは地産地消が入ってきたことによって、今後は（３）と番号を変更したいと思っております。内容につきましては①（ア）国産バイオ燃料の生産量というものが従来ありましたが、これは今回廃止をさせていただきたいと考えております。理由としましては、この国産バイオ燃料の生産量というのは、平成 19 年 2 月に農林水産大臣から内閣総理大臣に報告されました、国産バイオ燃料の大幅な生産拡大についての工程表というものに基づいて設定した指標でして、これが 23 年度に終期を迎えたために、同指標を廃止させていただきたいということです。

代わりまして新たな指標として、その下に掲げておりますけれども、バイオエタノールの製造コストというものを新たな指標として、設定させていただきたいと考えております。これについての基準値は本年 6 月ごろに把握する予定としておりまして、まだ現時点ではここに入れないのですが、目標値については 140 円/L 以下というものを 28 年度の目標として設定したいということです。これはガソリン並みのコストになるようにということで設定した値でして、28 年度に向けて 24 年度は当面前年度よりも 6 月に出てくるデータと比べて、前年度よりも減少させることを目標値にさせていただきたいと考えております。

最後になりますが、（カ）の指標を新設したいと考えております。小水力発電等の再生可能エネルギーの導入に向けた計画作成に着手済みの地域数ということで、目標値は 28 年度までに約 1,000 地域、24 年度の目標値は 200 地域ということとさせていただきたいということです。これは今回参考資料で付けさせていただいておりますが、土地改良長期計画が 3 月 30 日に閣議決定されまして、この見直しを踏まえた基準値、目標値ということで

させていただきたいということです。

指標の変更点につきましては以上ですけれども、続きまして前回の第三者委員会からの宿題となっていた事項が何点かありますので、それに簡単にお答えしていきたいと思います。

まず1点目は、速水委員から資料3の3ページのCO₂排出量の削減の関係について前回の委員会で、食品製造業の中小企業に係るCO₂排出量のデータが震災の影響でなかなか把握できないという説明に対し、削減量が把握されないまま評価が行われる可能性がある本来の目的では数値を把握して評価すべきという御意見をいただきました。先ほど御説明したとおり、それを踏まえて24年度は食品製造業に係るCO₂排出量ということで設定しておりますので、御指摘を踏まえた対応をさせていただいたと考えております。

2点目ですが、山本委員の方から資料3の7ページの施策(2)の目標①、発電電力量に占める再生可能エネルギーの割合について前回委員会で御指摘をいただいております。発電電力の総量によって割合が変動するので、再生可能エネルギーの発電量自体を目標値とすべきではないかという御意見でした。

これにつきましても前回も回答させていただいたのですが、エネルギー・環境会議の方で現在、戦略策定に向けた検討を進められております。そこで本年夏を目途に革新的エネルギー・環境戦略の策定に向けた検討を引き続き行っていて、また固定価格買取制度に基づく買取価格等の協議も行われておりますので、夏ごろには一定程度の姿が見えてくるのではないかと考えております。これらの議論等を踏まえて農林水産省としてどういう測定指標が掲げられるか検討することとしたいと考えておりますので、現時点では引き続きこのような設定とさせていただいているところです。

最後ですが、速水委員から資料3の7ページの施策(2)目標①、地域食材を5割以上活用した創作料理の売上高という指標に関し、マーケットの規模も明らかになっていないので6.8億円という目標値の設定の妥当性が不明であるという御指摘を前回委員会でいただいております。

これにつきましては私どもの方でも、そういうマーケット規模という観点から何かデータがとれないかということで、いろいろと統計データを調べてみたのですが、かなり細かい分野の話ですのでそういうデータが見当たりませんでした。従って、当初の設定を維持させていただいているところです。この当初の設定は、要は御当地グルメの代表格のところを1つ取り上げて、それが年間どれぐらいの数で、どれくらい売り上げがあったかということを調べまして、それと同等なものが事業を展開する地区において5か年でどれくらい育てていけるかというところから、数値を積み上げて事業目標にしたものですので、これを目標にさせていただきたいということです。

政策手段の紹介については当局の分は変更点が多岐にわたりましたので、割愛をさせていただきたいと思います。

私の方からの説明は以上です。

○金丸評価改善課長 それでは、ただいまの説明について御意見、御質問等がありましたら、御発言をお願いいたします。

○新福委員 4ページの農業の持続的な発展、産業確保、生産基盤の中での青年新規就農者の増加、これはまだ言っていないですか。

○金丸評価改善課長 次の議題となりますので、その際にお願いします。

○金丸評価改善課長 速水委員、どうぞ。

○速水委員 先ほどの私が前回質問させていただいて、CO₂の排出量のところで、件数ではなくて数字に変えられたということなのですが、この数字自体は国環研の数字を使われるのではないですか。

国環研の数字というのは、産業ごとに大づかみでつかんでいくというものと私は理解しております。そういう意味では産業ごとの大きな比較としては有効な数字ですけれども、逆にその産業の内部から見ていった場合の数字としては、果たしてそれは適切な数字として捉えて良いのか、決して国環研はそうは思っていないと思います。

産業間の比較としてはそれなりに計算してしまわないとできないですから仕方ありませんが、1つの産業の排出量として考えるというときに、果たして国環研の数字が適切なのかというのは少々疑問です。全く否定するつもりはないですが、少々疑問がありますので、何か省として独自の数字のつかみ方みたいなものがもしあれば、そちらを使っていた方が、適切なのではないかという気がしています。国環研の数字の出し方から考えると、という意見です。

それと、資料3の7ページで、先ほど国産バイオ燃料の生産量の目標が大臣に報告するという義務が終期を迎えたので、その指標を廃止して、エタノールの製造コストに変えたとおっしゃられたのですが、多分国際バイオ燃料の生産量というものとエタノールの生産コストを下げていくというのは、全然違う視点なのではないかという気がするんです。

国産バイオ燃料の生産量というのは今後も、確かに農林水産大臣から総理大臣に対する報告という目標としては23年度に終期を迎えたということ自体は確かなのですが、そう言いながらこういう時代ですから、農業における国産バイオ燃料の増産というのはどこかで行われていくのだろーと思いますし、その辺は政策としては押さえておかなければいけないことだと思います。それが消えてエタノール燃料のコストに変わっていくというのは、わかったようなわからないような気がします。

それでいいのかもしれないですが、何となくちょっと違うのではないかと。エタノールは勿論大事なのですが、その前提となるバイオ燃料自体が一体どのぐらいできていくのかという指標は押さえておきたいという気が、伺いながらしました。

以上です。

○金丸評価改善課長 ほかに御質問ありませんか。左近委員、どうぞ。

○左近委員 まず資料3の3ページの食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策が

とられている市区町村の割合というところなのですから、実績に関してはアンケートで把握されていると先ほどおっしゃったのですが、課題の大きさですとか課題の解決状況を示すという意味においては、こういう不便な状況に置かれている人の数、人口がもし把握できるのであれば、そちらの方が課題の大きさですとか、その解決状況というものがより見えるのではないのでしょうか。市区町村数だと確かに対策の進展というのは見えるのですが、課題の大きさですとか現況は見えにくいという気がします。もし工夫が可能なのであれば、そういうふうにされた方がよいのではないかと思います。

もう一点が7ページの先ほどのバイオエタノール製造コスト。この指標の適否に関しては先ほど議論もあったのですが、こちら基準値が入っていないということもあるのですが、その目標値のところが今のところ前年度より減少というふうに書いてあります。実績評価のセオリーからすれば、こういう目標の立て方ではなくて、具体的な数字を入れられる方が大事だと思いますので、これはほかのところも幾つかそういうところがあるので、前年度減とかそういうものではなくて、具体的な数字を入れられることをお勧めいたします。

以上です。

○福士委員 2点伺います。

東日本大震災以降、放射性物質と食の安全の問題に関心が高まっています。新しい課題だと思いますけれども、何か政策的に見られるような指標の設定というのがなされているのでしょうかというところを、ちょっとわからなかったので伺いたいと思います。

2点目は6次産業化についてです。6次産業の市場規模、資料2の3-3のところと9の方にも再掲がありますけれども、22年度1兆円が5年後で3兆円という目標になっています。長期計画を立てられるということはわかるのですが、1つは市場規模の1兆円という大きな数字をどういうふうに測っているのかということと、それが3倍になるという根拠はどうなっているのでしょうか。かなり大きい数字だなという気がしたので、例えば23年度、24年度の推計値でもいいので、このような推計ですという目安があるのかどうか教えていただければと思います。

○強谷消費・安全局消費・安全政策課長 まず最初の御質問、放射性物質の関係です。昨年3月の事故以降、この1年間放射性物質対策については我々も新たな予算を投じるなり、既存の予算を見直すなりして全力で対応しているところであり、評価をする段階まで至っていない。つまりまだ現在進行形でして、今もいろいろ工夫しながら対応していかなければいけないという状況にありますので、今の段階ではこういった指標の評価という段階までには至っていないという状況です。

○大熊委員 資料3の2ページ目です。猛暑によって乳量が低下してチーズの生産量も落ちたというご説明がありました。確かに一昨年は猛暑であったのですが、全体的に飲用乳の需要は下がってきているわけです。

やはり酪農家さんたちは今年は生産する、来年は生産しないというようなことは、生き

物相手ですから、なかなか単年度ごとでの調整は難しい。そういう中で飲用乳をチーズに回す、需要の落ちてきたものを回すなど、なかなか生産の調整をしづらいところを指標の目的として書いています。しかし飲用乳の価格が高くて加工乳の価格が低いという価格差があるので、そうした中で、酪農家さんたちは加工に回したくないという現状があると思います。その価格差を埋める必要があるのではないのでしょうか。この話は前にも会議で出たかと思いますが、今後も飲用乳の需要は下がっていく、加工乳の需要が伸びていくという傾向は変わらないと思いますので、この買取価格の差を埋めるということをきちんとしていかなければ、こういった目標達成は難しいのではないかと思います。是非そこをやっていただきたいと思います。

資料3の3ページ目の、食料品の買い物が困難・不便な住民に対して対策がとられているかということですが、これは数値としては23年度が56.8%、28年度に73%目標とあります。これでは、分母と分子がわかりません。これは全国の市町村なのでしょうか。一体どのくらいの市町村を分母としているのか。あるいはどの段階で困難・不便と判断しているのかを示してください。

これは以前の会議にも出たと思いますが、ただ単に食料品を買いやすくするというだけではない問題だと思います。こうした地域というのは、おおむね高齢で、ひとり暮らしの人が多くてという状況かと思います。近年孤独死の問題も出ていますので、食料品を届けるということで、またその人たちの見守りにもつながっていくと思われます。このことは、今後、非常に求められていくことですので、ただ単に食料品を届けるだけではなくて、医療の分野であるとか保健所とか介護とか市町村単位でネットワークをつくってやっていく必要があります。新たなビジネスにもつながっていくかと思いますが、そういった方面も含めてやっていただきたいです。これは質問と意見と一緒です。

最後ですが、先ほどから出ている資料3の7ページのバイオエタノールのところです。バイオエタノールで実験しているのはたしか北海道と新潟でしたね。非常に地域が限られている。北海道はかなり潜在能力が高いと思いますが、やはり地域性があって、新潟と北海道では多分単価が違ってきていると思います。

これは将来的に実用化に向けての可能性というのはどのくらいあるか。かなり費用をかけて予算をとってやっていることだと思います。バイオエタノールの技術というのは絶対に必要なのですが、果たして日本で将来実用化に向けての可能性というのはどうなのかと思ひまして、質問させていただきます。

以上です。

○金丸評価改善課長 そのほか御質問はありますでしょうか。

それでは、回答をお願いいたします。

○国井食料産業局企画課長 何点か御質問をいただきましたので、お答えをしたいと思います。

速水委員の御質問、御意見ですが、CO₂の排出量について国環研のデータを使っているの

はいいが、もう少し別のやり方はないかという御指摘でした。

これもおっしゃるとおり食品産業に特に特化したようなデータ等があれば、まさにそれを使うべきだろうとは思いますが、現状なかなかそういったものがないものですから、やむを得ず国環研の値を使っているというところではあります。

今後、施策が進んでそういったデータ等がとれるようになれば、また考える必要があるとは思いますが、現時点ではそういった事情ですので、御理解をいただければと思います。

2点目のバイオ燃料の関係で、生産量をコストに変えるということで視点が違うのではないかと御指摘でした。

この点については背景的な御説明をさせていただくと、バイオマス施策の今後を考えますと、これまではず量をとにかく拡大しようということでやってきました。しかし、いろいろ進めていく中で今後定着させていくためには、とにかく事業化が進まないといけないということで、そうなってくると採算が合うかどうかということが一番重要な課題になると我々としては考えています。そういった場合に何を政策の目標にするかという、量の拡大のステージから今後は事業化に向けての一番の課題であるコストの削減をするというのが、進めていくべき方向ではないかと考えたものですから、こちらの方にええさせていただきますという事情です。

左近委員の方からありました、食料品のアクセス問題についての御質問です。確かに取組状況ということで今回指標を設定させていただいておまして、まさに人の数が把握できるのであれば、その方がいいのではないかと御意見でした。残念ながら現時点では市区町村で問題意識を持っているか、あるいは何か取組をしているかというところまでは把握できるのですが、果たしてそれぞれの市町村で一体どれくらいの方がそういう困難に直面しているかというデータまでは、なかなか手が届いていない状況があります。今後分析、施策の展開等が進んでいく中で、またその点は検討課題になってくるものかなと理解しております。

バイオエタノールとの関係で目標値についての定め方で、前年度より減少という立て方がよくないのではないかと御趣旨だったかと思えます。バイオマスの戦略については実は現在、バイオマス活用推進基本計画に基づくロードマップの作成ですとか、バイオマス事業化戦略検討チームというものを立ち上げて、検討しているところです。夏前までにバイオマス事業化戦略というものを策定しようと考えておりますので、その結果を踏まえて今後新たな指標を設定する予定としております。ある面、24年度の指標は暫定的なものといえますが、現時点ではそこら辺がはっきりしないので、こういう形にさせていただきたいという事情です。

福士委員の方から、6次産業化の関係で1兆円と3兆円の点についての御質問がありました。1兆円の算定の根拠につきましては以前も御説明したことがあったかもしれませんが、一応、農林水産省の方で地産地消の実態調査ですとか、農業経営の統計調査といろいろ

ろしておりまして、センサスもありますが、そういったものの中から現状を把握しているところですよ。細かくなりますけれども、4分野ほどに分けて足し上げています。直接販売で0.6兆円ぐらい、加工で0.3兆円、輸出で0.5兆円、観光レストランで0.04兆円ということで、これを足し上げて丸めると約1兆円というのが現状です。

目標値の3兆円までの間はどうなるのかということですが、これも施策の性格上、順次少しずつ増えていくというよりは、むしろ取組が進んでいくとだんだん後ろに従って増えていくべきとか、増やしていきたいということを考えているので、なかなか単純にどれくらいの数値になるかというのが出しにくいところがあります。正直その間というのは今のところ考えていないというのが現状です。

大熊委員から食品アクセスの点についてあった御質問についてです。分母と分子ということですが、これは昨年11月に全国の1,742の市町村、東京の特別区も含んでおりますけれども、1,742市町村を対象に行ったものです。その中で実際に全部回答があったわけではないんです。要するに回答してきたところというのは一部なので、その中で実際に問題があると認識しているところを数え、対策をとったところを数え、とっていないけれども、とる必要があると考えているところを数え、その全体の分母の中で現状は既に取り組んでいるというのを分子にすると56.8%であった。それから、73%にしたというのは、現時点で対策を必要としている市町村のうち、対策の実施を検討しているところを全部取り組ませるということでやりたいということで、それで計算すると73%になるということです。

御意見として、これは買い物ができるようになればいいという簡単な問題ではないという御意見をおっしゃっていただきましたが、それはまさに我々も同じような問題意識を持っております。まさに先ほどあった医療の分野とか非常に密接に関係してきます。従って、同じ担当課で医食農連携の取組も進めておりまして、まさにこの問題も幅広くそういうところと関係づけながら、今後どういう政策になっていくかというのを検討していくこととしておりますので、御理解いただけたらと思います。

最後、バイオエタノールの実用性とか、その可能性についての御質問がありました。まさに大熊委員がおっしゃったとおり、北海道と新潟で事業展開をしているわけですが、確かになかなかコストもかかる。まさに先ほど速水委員にも御説明したとおり、今後のバイオマス政策、バイオ燃料の課題はコストの削減ということになります。これが北海道や新潟で施策を進めている中で浮き彫りになってきた課題ですので、これを解消するための事業等も展開しておりますし、今年度以降、その問題点を検証していくことにしております。そういった課題を解決して、我が国でもバイオ燃料が定着するようにしていけないと考えております。

そういうことですので、これまでもやってきましたし、これからも問題点の解決に向けていろいろな施策を展開して、努力していきたいと考えております。

簡単であります、以上です。

○金丸評価改善課長 それでは、生産局、お願いします。

○中田生産局総務課生産推進室長 大熊委員から御指摘のありました牛乳に対する対策です。

御案内のとおり、牛乳というのは他の農産物と異なりまして、毎日生産される、しかも腐敗しやすく貯蔵性がないということで、非常に需給調整が難しいものです。

そういった中で、乳製品に向ければ、それで保存性が効くわけです。ただ、これはやはり海外との競合があるということで、これまでも支援をしてきているところでもあります。具体的には計画生産をしていただいて、その数量に応じて補給金を交付するというところでやっているわけでもあります。

チーズにつきましても、23年度からチーズ向けの生乳の供給量に応じて一律の助成金を交付する。これはそれまでは拡大部分に対してのみ交付していたものを、23年度から供給量全体に対して交付するということで、多少そういった見直しもしながら生産者に安心して生産していただけるように取り組んでいるところです。

おっしゃるように、飲用の牛乳の需要減退は続いておりますので、そういう中でチーズというのは需要の伸びが拡大できる用途ですから、こういった対策を活用して今後とも需給の安定を図っていきたいと考えているところです。

○金丸評価改善課長 議論の途中ですが、筒井副大臣から、御挨拶をお願いいたします。

○筒井副大臣 御議論の途中で失礼をさせていただきます。

本日は平成24年第1回政策評価第三者委員会に、御多忙のところ御出席いただきまして、本当にありがとうございます。

最初に、今日の会議とは直接関係ないかもしれませんが、皆さんも御存じのことと思いますけれども、国際森林年に当たりまして国連の方で森林、林業のことにつきまして、大きな貢献をされた方をフォレストヒーローズとして、世界中で8名表彰をしてくれました。その世界中の8名のうちのお一人が、今日御出席の畠山さんでございまして、お聞きするところによりますと、畠山さんは「森は海の恋人」という理念に基づいて、漁業者でありながら森林、林業を盛んにするために、非常に創造的な、そして積極的な活動をされていたことが国連に評価されて、日本で唯一のフォレストヒーローズとして表彰されたとお聞きしております。ここで一緒になって喜びたいと思います。

そして、本日皆さんから政策目標とか事業についての評価をいただくわけでございます。それについての議論をいただくわけでございます。土地改良長期計画にしても、水産計画にしても、今度新しく設定をされましたし、東日本大震災や福島原発事故によって、これらの一次産業について大きな被害を受けたと同時に、大きな課題となっているところでございまして、皆さんから御議論いただく事業そのもの、事業の目標は極めて重要な中身、内容になると認識しているところでございます。是非それらに関しまして忌憚のない御意見、御議論をいただきますようお願い申し上げて、私の方のあいさつとさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○金丸評価改善課長 筒井副大臣、ありがとうございました。

副大臣におかれましては公務が重なっておりますので、ここで御退席になります。

(筒井副大臣退室)

○金丸評価改善課長 それでは、次の項目に進ませていただきます。中目標 2、3 につきまして経営局、農村振興局、生産局の順に説明をお願いいたします。

○塩川経営局総務課長 それでは、私の方から中目標 2 について御説明をしたいと思います。

資料 3 の 4 ページをお開きいただけますでしょうか。農業の持続的な発展の、5 の意欲ある多様な農業者による農業経営の推進の (2) の人材の育成・確保等の、①新規就農青年の増加ですが、今までは新規就農青年数 (39 歳以下) を指標とし、目標値は 1 万 5,000 人としておりました。

見直しは右側に赤字で書いてあります。下に※で書いてありますように、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」が昨年 10 月 25 日に、食と農林漁業の再生推進本部において決定されています。その中で基幹的農業従事者の平均年齢が 66.1 歳と高齢化が進展する中、持続可能な力強い農業を実現するためには、青年新規就農を大幅に増加させることが必要とされたことから、今回目標を見直し、①にありますように、青年新規就農者の増加とし、指標につきましても青年新規就農者 (45 歳未満) の数としております。

更に、次の段落にありますように、持続的で力強い農業構造の実現には、今後、基幹的に農業に従事する者が最低限 90 万人必要であり、これを 20～65 歳の年齢層で安定的に担うためには、毎年、平均して 2 万人の青年層が新規就農し、農業経営を継続していくことが必要なことから、目標値につきましては、24 年度は 2 万人、毎年度は 2 万人としております。

前回御指摘をいただいたところも併せて御説明いたします。4 ページ (3) ① (ア) です。前回、速水委員から (ア) 農業総産出額に対する日本政策金融公庫資金の貸付残高指数が、12% で一定になっているのが目標として妥当なのかという御指摘をいただいたところです。これは前回も御説明をいたしましたが、日本政策金融公庫資金の貸付残高指数が上がっていけば、これは逆に民業圧迫となりますし、下がってくると農業者の資金需要に応えているのかという問題が生じますので、なかなか上がればいいのか下がればいいのかというのは難しいところです。

近年 12% で推移をしております、これについて民業圧迫だとか、あるいは逆に資金需要に当たっていないという御批判もないところですので、この 12% というのが妥当だということで、こういう目標設定でいかに得ないと思っています。

同じく速水委員から前回御指摘いただきました (4) の①の、共済金の早期支払を通じた被災農業者の経営安定というところで、(ア) (イ) どちらの目標値も 100% となっております。この 100% を達成するために国から一定の費用を投入している。したがって、

この費用を投じる必要性について行政の説明責任があるのではないかという御指摘をいただいたところです。

共済はまさに被害が生じたときに、早期支払を通じて農業経営の安定を図るために実施しているもので、これに必要な事務処理に係る費用につきまして国が毎年助成をしています。それはなぜかと言えば、国が法律に基づいて実施する災害対策であるということと、広域な農地で農作物の被害状況を把握する、あるいは家畜の死亡や疾病を確認することが必要になります。この事務はかなり大変であり、相当の経費を要する。これを全部加入者である農業者の負担にすれば農家の負担が重くなるということで、一定の助成をしているところです。

5 ページ、6 の優良農地の確保と有効利用の促進の（3）意欲ある多様な農業者への農地集積の推進です。①の目標は、平成 32 年までに農地面積の 8 割程度を販売農家、法人経営に集積となっており、それぞれ指標が（ア）（イ）となっておりました。それを今回右に示すように修正をしたいと思っております。

①下の欄外にありますとおり、「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」を地域で進めるために農林水産省として具体的な取組の考え方を 12 月にまとめた「我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画」に関する取組方針」の中に、「土地利用型農業について基本方針で示された規模の経営体が 5 年後に耕地面積の大宗（8 割程度）占める構造を目指す。」こういうふうに位置づけられております。したがって、今と同じ文言を①の目標としたいということです。

目標年につきましても 5 年後ということですので、28 年ということにしたいと思っております。

（3）の表題自体も変えており、今まで「意欲ある多様な農業者」というものを「地域の中心となる経営体」と修正しております。（イ）の指標につきましては欄外に書いてありますように、新たな土地改良長期計画を今年 3 月につくっております。それにおいて欄外 3 行目にありますように、「生産性の高い土地利用型農業の実現に不可欠な農地の大区画化・汎用化等の整備を行う基盤整備実施地区において、他の生産・経営関係の施策と連携を図りながら、地域の中心となる経営体への農地の集積率を約 8 割以上に向上させることとしている」と書かれております。

これを踏まえまして、今までの目標値 70%以上、24 年度目標値 65%となっているものを、それぞれ引き上げまして、目標値につきまして 28 年度に 80%以上、24 年度につきましては 71%というふうに修正をしたいと思っております。

私の方から説明は以上です。よろしくお願い申し上げます。

○金丸評価改善課長 農村振興局、お願いします。

○野村農村振興局農村計画課農村政策推進室長 私の方からは政策分野の 7、10、11 といった 3 つの分野につきまして御説明を申し上げたいと思います。今回の見直しの内容につきましては、これまでの説明でも出ておりますが、先月 3 月 30 日に決定いたしました新た

な土地改良長期計画に伴います見直しの変更でありますので、始めに新たな土地改良長期計画につきまして、簡単にその内容を御説明申し上げたいと思います。

資料の参考２で土地改良長期計画を添付してあります。その中のカラー刷りの図が３枚あると思いますが、その２枚目をご覧くださいと思います。今回の新たな土地改良長期計画の策定に当たりましては、昨年７月２２日に食料・農業・農村政策審議会の農業農村振興整備部会で御審議が始まりまして、以後、計９回の審議並びにパブリックコメントなどを経まして３月に答申、閣議決定されております。

この新たな計画につきましては、我が国の食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画や、東日本大震災からの速やかな復興ということで策定いたしました、農業農村の復興マスタープランといったものも踏まえまして、農業の体質の強化、震災からの復興といった喫緊の課題に対応した土地改良政策上の新たな政策展開を図るために、従来の計画を１年前倒しして見直しを行ったものです。

計画のポイントですが、お開きをいただきましたこの資料の上の方にあります、食を巡る内外の情勢ですとか、災害等への対応ということも鑑みまして、食を支える水と土の再生・創造といったものを基本理念として置いております。１つ目が『農を「強くする」』、２つ目としまして『国土を「守る」』、３つ目といたしまして『地域を「育む」』といった３つの政策課題に対応しまして、それぞれ資料の右の方に政策目標なり重点的な取組を掲げております。

Iの農を「強くする」では農地の大区画化、汎用化といったものによる農業の体質強化ですとか、IIの国土を「守る」ではハード・ソフト一体となった総合的な災害対策の推進による災害に強い農村社会の形成、IIIの地域を「育む」では、地域の主体性・協働力を活かした地域資源の適切な保全管理・整備など、こういった７つの政策目標を定めているところです。

これから御説明します目標等の見直しにつきましては、この新たな土地改良長期計画の策定に伴いまして、これまでの目標等を見直すものです。

見直しに当たっての基本的な考え方につきましては、新たな土地改良長期計画の重点的な取組として、

- １つ目が、農地集積を加速化する整備に重点化した農地の大区画化・汎用化、
- ２つ目が、基幹的農業水利施設の長寿命化対策、
- ３つ目が、震災の被災地域における災害復旧の推進、
- ４つ目が、防災・減災対策の推進、
- ５つ目が、地域協働による農地・農業用水の保全管理、
- ６つ目が、小水力発電等の再生可能エネルギーの生産といった施策、

に重点的に取り組むこととしておりまして、これらに対応する指標といったものを、それぞれ同計画の中において設定しておりますことから、これに対応するように見直しを行ったというものです。

それでは、おそれ入りますが、資料 3 の 6 ページをご覧くださいと思います。

政策分野 7 の農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理・整理です。食料生産の基本インフラである農業水利施設の保全管理と整備につきましては、より効果的、効率的に実施することが求められております。従って、当該施設の整備に当たりましては、これまでの全面的な改築や更新といったものを代えまして、機能の監視、診断等によるリスク管理を行いつつ、劣化の状況に応じまして補修、更新等を計画的に行うこととしております。これにより、施設の長寿命化ですとか、ライフサイクルコストの低減を図るといった、戦略的な保全管理を推進するということが重要であるとしております。この趣旨からまず施策名をこれまでのものから「農業水利施設の戦略的保全管理」に見直しを行いたいと考えております。

目標値につきましては、戦略的保全管理に不可欠であります施設の機能診断を早期に実施することが必要です。現行計画での実績も踏まえまして国営造成施設につきましては 9 割、県営造成施設につきましては 5 割で機能診断を今後 5 年間で了することとし、その結果といたしまして現在の割合、平成 22 年度は約 4 割ですが、平成 28 年度には約 7 割に向上をさせるということで設定をしました。24 年度の目標については毎年度一定割合でこれを向上させるということで、49%と設定させていただきました。

6 ページです。水田の汎用化と農業生産基盤整備を通じた耕地利用率や麦、大豆の作付率の向上につきましては、食料・農業・農村基本計画では平成 32 年の耕地利用率、麦、大豆の作付率それぞれ 108%及び 17%と設定しています。このため、この度の新たな土地改良長期計画におきまして、農業生産基盤の整備を実施した地区におきましては、基本計画で見込んでいる 108%、17%を上回る耕地利用率、作付率を策定することとしております。これらの目標等につきましては、現在の政策評価の指標に既に位置付けておりますので、今回見直しというものは行わないということです。

次に政策分野 10 です。8 ページをご覧くださいと思います。都市と農村の交流等及び都市とその周辺の地域における農業の振興についてです。本政策分野につきまして 2 つの政策がありますが、今回いずれも目標等の見直しは行わないこととしております。

1 つ目のグリーン・ツーリズムの状況を御説明しますと、先月 30 日に観光立国推進基本計画が閣議決定されております。その中で国内の観光に関しましては、未曾有の被害をもたらしました東日本大震災によりまして、被災した観光地域に壊滅的な打撃を与え、国民の自粛ムード等により国内の旅行者が減少し、全国の観光分野に深刻な影響を及ぼしたというふうに分析されております。

また、同計画におきまして国内観光の需要動向といったものが示されております。その内容としましては、国内観光旅行による 1 人当たりの宿泊者数といったものが約 5 年前よりも減少しているということで、これから 5 年間の間にこれを回復させることも記されております。

ここで指標としておりますグリーン・ツーリズムに係る動向といったものにつきまして

は、現在、実績を調査している段階でありまして、今後の指標の見直しといった点につきましては、東日本大震災による影響ですとか、実績値の調査結果を踏まえて、また必要に応じて見直していきたいと考えているところです。

2つ目の都市農業に関する状況につきましては、昨年10月に都市農業の振興や都市農地の保全に関する在り方につきまして、幅広い視点で検討を進めるため、現在、都市農業の振興に関する検討会というものを設置して、これまで6回開催し、検討を進めております。この検討の結果につきましては、本年夏頃を目途に中間とりまとめを行う予定としております。従って、都市農業に関する指標といったものにつきましても、その検討結果を踏まえまして、今後見直しをしていきたいと考えているところです。

政策分野11、同じく10ページの農村の集落機能の維持と地域資源・環境の保全についてです。この政策分野につきましては政策として5つ設定してあります。うち2つの施策について見直しを行うこととしております。

(1)の農村コミュニティの維持再生、(2)中山間地域等直接支払制度につきましては、今回目標の見直しは行いません。

(3)の農地・水・環境保全向上対策についてです。昨年12月に決定されました「食と農林漁業の再生のための基本方針・行動計画に関する取組方針」の中では、農地・農業用水等の資源や施設の保全管理につきましては、震災復興にあたり住民による共同活動の実施が地域の速やかな復興を可能にしたといった経験も踏まえまして、地域コミュニティを活用した水路等の保全管理や施設の長寿命化といった取組を進めるとともに、NPO等の活用を含めまして、広域的な保全管理の実施体制を整備することとされております。また、今回改定いたしました土地改良長期計画におきましては、地域の主体性、共同力を活かした地域資源の適切な保全管理、整備といったものを推進するということです。施策名を「地域が主体となった地域資源の保全管理」としております。

目標値につきましては、新たな長期計画におきまして農地・農業用水等の地域資源の保全管理に係る共同活動への平成24年から28年における延べ参加人数を約1,000万人・団体以上ということで設定しておりますので、これを基に設定しています。

なお、「地域共同活動を行う地域数」につきましては、これまで目標として設定していたところですが、高齢化などによりまして集落単位では活動を維持することが困難な地域といったものも見られてきております。こういった地域におきましては、農村地域も含みますが、広域エリアにおきまして活動していただく組織を設立するということも、平成24年施策から推進をしていくこととしております。このため、地域数そのものはその中で本施策の広がりや定着状況といったものを評価するには適さないため、指標としては廃止したものです。

9ページの(4)快適な安全安心な農村の暮らしの実現についてです。これにつきましても新たな土地改良長期計画におきまして、被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生ですとか、ハード・ソフトと一体となった総合的な災害対策の推進による災害

に強い農村社会の形成といったものを政策目標としております。従って、施策名を「災害に強い農村社会の形成と快適な農村の暮らしの実現」に見直しを行いたいと考えております。

この中の施策の目標についてですが、1点目の農業集落排水事業による生活排水処理人口の増加につきましては、新たな土地改良長期計画では市町村の意向を踏まえ都道府県が整備構想をとりまとめております。これを踏まえ、農業集落排水処理人口普及率を、今後おおむね10年後に現在の中小都市並みに引き上げるということを目標にしております。このため、平成28年度までに普及率を76%まで引き上げることとしております。また、この普及率の目標達成をするために、毎年度一定割合で普及率を増加させることとしており、平成24年度の目標としましては71%ということで設定しています。

なお、これまでこの集落排水事業による生活排水処理人口の増加を目標として、人口の増加を目標としておりましたが、本委員会におきまして山本委員の方から集落排水事業による生活排水処理に関しまして、農村分野では人口、漁村分野では人口割合となっている。統一すべきではないかという御指摘をいただきました。これを受けまして、今回、普及率ということで見直すこととしたものです。

2点目の「被災地域の災害に強い新たな食料供給基地としての再生・復興」についてです。同じく新たな土地改良長期計画におきましては、東日本大震災の被災地域におきまして市町村で策定する復興計画を踏まえまして、農地農業用水の災害復旧を着実に進めることとしております。「農業農村の復興マスタープラン」では、被災6県につきましては平成26年までに約1.9万haでの再開を行うということとして重点指標としておりますので、これを指標として新たに設定したものです。

24年度の目標値は約8,000haですが、これはこのマスタープランの中で現場の実情を踏まえて毎年度の目標数値を設定しておりますので、その数値の24年度目標を掲げさせていただいたものです。

3点目の「湛水被害、津波・高潮被害が発生するおそれのある農地の減少」についてです。湛水被害等につきましては流域開発や地盤沈下などによりまして、湛水被害や老朽化したため池の決壊による浸水被害、地すべりといったものなどの災害に対しまして湛水防除、老朽化したため池の整備、地すべり防止対策の実施によりまして、災害発生未然防止を図ることとしております。新たな土地改良長期計画におきましては、今後5年間で約10万haの農用地におきまして、湛水被害等が発生するおそれのある箇所を解消することを重点指標としておりますので、同様に見直しを行ったところです。

なお、目標の達成に向けまして、緊急的な防災対策が必要な優先度の高い地域から着実に事業を実施しまして、毎年度延べ2万haの農用地において、湛水被害等のおそれを解消することとしています。

最後になりますが、(5)鳥獣被害対策の推進につきましては、今回目標の見直しは特に行わないということです。

以上です。

○中田生産局総務課生産推進室長 続きまして、政策分野 8 です。資料 3 の 6 ページ下半分です。政策分野 8 は持続可能な農業生産を支える取組の推進ということで、ここでご覧いただくように、今回は測定指標の見直しはありません。

政策手段の主なものということですので、恐縮ですが、資料 2 の 8-3 ページから 1 点だけ御紹介させていただきます。(12) 環境保全型農業直接支払対策ということで、環境保全に効果の高い営農活動に取り組む農業者に対して、直接支払を 24 年度も実施することとされているところです。

以上です。

○勝野評価改善課課長補佐 それでは、御質問、御意見をお願いいたします。

○山本委員 4 点ほどお伺いさせていただきます。

まず政策分野 5 (2) ④の「農作業死亡事故件数を減少」について、これは 24 年度の目標値が 381 件未満となっているのに対し、25 年度が 354 件以下という形で、未満と以下が混在しています。これは何か意図があって使い分けられているのかという点です。

それから、この死亡事故を減らすというのは林業、水産の方でもそれぞれ指標に上がっておりますが、こちらの農作業の方だけが事故の件数を基準としていて、林業は死亡者数、水産についても死亡・行方不明者数と人を単位にしています。農作業についてのみが事故の件数を単位にしているのですが、これはあえて使い分ける必要があるのであれば、その理由を教えていただければと思います。あるいは特にそうした必要がないのであれば、統一された方がよろしいかと考えております。

2 点目として、政策分野 6 (3) の右側に記載してある「意欲ある多様な農業者への農地集積率」についてですが、こちらについては毎年 5 万 ha ずつ集積面積を増やし、更にそうして集積したものを地域の中心となる経営体として認定された農業者の方に集約していくことを目指すということかと存じます。そうしますと集積する面積は勿論増やすことを目標として掲げられているのですが、それプラス地域の中心となる経営体として認定される農業者の数自体も増やすことが必要になるのではないかと考えられます。この点については特に指標には上がっておりませんが、どのようにお考えになっているのか教えていただければと存じます。

続いて 3 点目ですが、政策分野 11 の (3) ①の「地域が主体となった地域共同活動への延べ参加者数の増加」という指標です。これは毎年 200 万人・団体以上で、5 年間で延べ 1,000 万人とされていますが、人と団体が単位として混在している点をどのように理解すればいいのか、教えていただければと思います。人間 1 人が参加すれば当然 1 になると思いますが、例えば 1 つの団体で 100 人参加した場合、一体どうカウントするのか。人と団体というのが混在している点について、どのように理解すればよろしいのかについて、御説明いただければと思います。

最後に 4 点目ですが、(4) ①について、先ほどこの点については、従前は人口の増加

を指標としていたものを漁村の方と統一し、率を指標にさせていただいたという御説明をいただきましたが、よく見てみると漁村の方は排水処理人口比率となっております。これに対し、農村の方は排水処理人口普及率という形で、普及率と人口比率という相違がありますが、何か違いがあるのでしょうか。特にないのであれば、この点も統一された方がいいのではないかと思いますので、この点について教えていただければと存じます。

以上4点、お願いいたします。

○勝野評価改善課課長補佐 速水委員、お願いします。

○速水委員 4ページの青年の新規就業者の増加の数字について、入ってくる人の人数は押さえてあるのですが、どう定着していくかという定着率が、これだけの人数が入ってくると必ず押さえがなくなってしまうのではないかなという感じがします。

8ページの、先ほどの山本さんから御指摘があったところと似ているのですが、参加者の延べ人数の数字は非常に大きな数字を使っているのですが、これだけ大きな数字はどうやってとれるのかというのが疑問に思います。延べ1,000万人と書いてあると、一体この数字はどうやって目標でとるのでしょうか。

実際には24年度は200万人ということで、100万人規模の数字を何でカウントしているのかという点が問題なのと、同じくこの事業の中で地域住民を巻き込んでというお話がありました。農業者が自分たちの例えば農業用水の保全に関与するのは理解しやすいのですが、地域住民が農業用水の保全にどうやってコミットするのか。そのインセンティブは本当にあるのか。勤め人が多い世の中であえて日曜日に参加するのか、そういうところが少しわからないというか、疑問に思うので、何らかの対策を打っているのならば御説明いただきたい。

以上です。

○新福委員 1点だけ。新規青年就農者の件です。私は実際に農業をやっていれば、国の方は大体わかるかと思いますが、しかし、末端市町村に行くと農業者なのか農業従事者なのかということが曖昧になっています。企業農業でいけば農作業者というのもあります。生産工程の一部に従事しておりますので。ただ、国の融資というか、日本政策金融公庫も関係ありますが、農業従事者で何名おられますかと言われたときに困ったことが生じます。私たちは耕作放棄地を今年も24ha開墾しました。ここには雇用というものが出てくるのです。今年はとりあえず社員とパートで24～25名新規雇用します。先ほどの農作業者としても一部入れますし、実はスタッフという農業全体の経営まで含まれた者も出てきます。

末端市町村の農業の担当にお話すれば、雇用の方については、加工販売の方は農業者には入りませんと言われます。しかし、今の6次産業化とか、そういう観点からいけば、生産者も耕作放棄地を活用して、キャベツを出せばカット野菜をつくって販売します。そうしたら、その加工工程では農作業はほとんどありません。そしてこれを今度は都市部の方に販売していきます。そうなったときに営業が要るわけです。その人たちは市町村に聞けば農作業者と指定されてしまいます。

そういう中で新規就農青年農業者のうち雇用就農者数というのが今度は見直しの中には2万人の中に入っているのか入っていないのか。そして先ほどの農業者というのは一体どこまでの範囲を言うと国は定義しているのか。そこが心配でして、例えば新たな農業・農村の中には企業農業というのは集落も含めて組織農業が入っているわけですから、農作業業者とか農業従事者というものは撤廃して、大きく農業者と言ってもらった方が、私たちは良いです。よろしくお願いします。

○大熊委員 資料3の6ページです。農業生産力強化に向けた農業生産基盤の保全管理と整備(1)①で急速に劣化が進行する農業用排水路の整備についてです。これは実際に北海道で行われている農業用水の工事なのですけれども、農業用水路というのは普通に溝が掘られて水が流れているというイメージだったのですが、実際に北海道で行われているのは、水道管の工事のように地中に管を通して農業用水を流します。それぞれの農家さんの畑にバルブが付いていて、バルブを開くとざっと水が出て、締めると水はストップするという工事が行われています。

それで農家さんたちは、以前は田んぼに非常にドジョウが多かった、農業用水を伝わってくるのが多かったが、このシステムになってからは激減したとおっしゃっています。農村地帯というのは、生物多様性が非常に豊かだということがうたわれていると思うのですが、こういった事業が行われることで生物多様性を阻害するのではないかと。また、地面をほじくり返して管を通して、老朽化したらまたほじくり返して取り替えるということをやっていくわけですから工事費用もかかり、果たしてそういった工事の在り方が農業・農村にとっていいのかという観点からも、工事の在り方自体の見直しというのか、検討もしていただきたいなと思います。

基盤整備事業というのは非常に予算額も多くて、絶対に必要なものなのですが、今まで様々問題のある基盤整備も行われてきたのが実態です。これも実際に北海道であったことですが、10年ぐらいの周期で大型の基盤整備が地域にやってきます。そのときにかなりのお金をかけて、農家さんは1割負担、9割が国の負担ということで、区画を大型区画の水田につくり直した。ところが、実際にそのときはどうなっていたかと言うと、減反政策で転作奨励として小麦をつくっているのです。水はけの悪い水田につくり直したところで、小麦は水はけのいいところでなければなかなか育たない作物なのですから、こういった実態とそぐわないような工事計画がそのまま実施されているというのが、今まで度々あったわけです。

基盤整備は絶対に必要なものなので、それを行うということには勿論賛成ですが、計画を立てっぱなしで、それを単純に消化していくのではなくて、是非実態に即したものであるかどうかということの精査を、地元ときちんとやった上で実施していただきたい。無駄なお金は使わない。そのお金をきちんと使うところに振り分けることが必要ですので、是非これはやっていただきたいなと思います。

以上です。

○中田生産局総務課生産推進室長　まず山本委員からの御質問にお答えいたします。

農作業死亡事故件数のことです。私どものこの農作業の死亡事故件数は、もともと厚生労働省の人口動態調査に係る死亡票を基にまとめておりますので、手元に林業のデータがないのですが、恐らく林業労働死亡者数と同じものを見ているのではないかと思います。そこは確認をいたします。そういった意味で件数と書いていますけれども、人数です。

なぜこの表現を使っているかと言いますと、これはかなり以前から農作業死亡事故件数ということで調査をかけて、毎年公表してきているという経緯がありまして、そういった関係で関係の方々にはこの表現がある意味でなじみがあるということですので、この指標の設定に当たってもその文言を使わせていただいている次第です。

目標値の中に以下と未満が混在しているのではないかとということですが、まずこの目標年度の 354 件以下というのは、実は基準年の 394 件から 1 割減少させたいということで、1 割を計算しますと実は 354.6 件となります。その基準値よりも低くしたいということで 354 件以下ということです。それに至るまでの過程も基準値を設けて、それよりも低くしたいということで、それに至る過程については未満という表現を使っているという、ちょっと数字の技術的な整理として、このような形になっております。

○山本委員　御説明によれば、件と言っても人数を意味するとのご趣旨ですね。そうしますと、例えば農業で事故があつて、複数の人が亡くなったような場合、それは 2 件と数えることになると思われますが、一般的な「件」という単位の使い方からすると違和感を覚えるところではあります。

あと、今の御説明だと 1 割減らすと 354.6 件になるから低くしたいということですが、もしこれを人数で勘定されているのでしたら 0. 何人が亡くなるということとはあり得ないわけですから、例えば未満で統一するのでしたら 355 件未満にすれば、それで同じことになると思いますが、いかがでしょうか。

○中田生産局総務課生産推進室長　その辺りは整理を考えたいと思います。用語の使い方についても、繰り返しになりますが、この対策の関係者についてはこの用語で定着している部分がありますので、おっしゃるような点も含めて検討したいと考えています。ありがとうございます。

○金丸評価改善課長　経営局、お願いします。

○塩川経営局総務課長　3 件いただきましたので、順次お答え申し上げます。

山本委員から、資料 3 の 5 ページ（イ）地域の中心となる経営体への農地集積率が目標になっているが、地域の中心となる経営体自体は目標にならないのかというお話がありました。

地域の中心となる経営体につきましては、現在、人・農地の問題を抱えているところで集落単位で人・農地プランについて話し合いをしていただき、つくっていただいています。その中で今後の中心となる経営体は、例えば個人の経営者もありますし、法人もありますし、集落営農もいろいろあります。1 つの集落で中心となる経営体を 1 つというわけでは

なくて、場合によっては複数ありますから、中心となる経営体はいくつつくればいいのかという目標になじみ難いものですから、今回それを目標としていないというところです。

速水委員から、4ページの青年新規就農者の定着を目標にするのではないかという御指摘がありました。実は技術的なことを申し上げさせていただきますと、定着している人数というのは農林業センサスで5年に一度しかわからないのですが、一方、新規就農されている方全員が定着しているわけではないというのは我々もよくわかっているわけです。

今回、そういうことを踏まえて就農準備段階で最長2年間、年間1人150万円。就農後も最長5年間、年間150万円。あるいは農の雇用ということで新規就農者を雇用する法人に対しても助成を行う。新規就農に当たってなかなか生計が成り立たないということが営農を断念されるという方がいるわけですから、そこを何とか下支えしようということで今回新たな政策を打っています。こうした政策により就農された方を定着させるという意識で今回目標をつくっています。

新福委員から、この2万人の中に雇用が入っているのか、また、そもそも農業者の中に加工だとか販売部門の人が入っているのかどうかということです。この指標の話に限って申し上げれば、2万人には雇用も含めています。先ほど申し上げた農の雇用事業に当たっても、24年度からは農業従事をする方だけではなくて、加工とか販売する方も含めて対象にするようにしています。

○野村農村振興局農村計画課農村政策推進室長 山本委員並びに速水委員の方から、農地・水に関します地域共同活動の参加者数についてのお話がありました。人・団体ということについては、この数字の把握に当たりまして農地・水の交付金に取り組む場合には、地域で活動していただいています活動組織につきまして、規約等を必ず作成することとしておりまして、その規約に参加者を記載していただくことになっており、個人名であったり団体であったりということで記載してございます。実際この200万人というオーダーは規約に書いてあるものを数え上げて、個人と書いてあるものは1人と数えまして、法人や団体名が書いてあれば、それを1団体として数えております。単純にそれでしかなかなかわからないものですから、それで数えているということです。その結果、21年実績では規約に書かれました数を積み上げますと、192万人・団体といった数字になっているということです。

従いまして、例えば1年間のうちで、極端に言うと1日活動した、毎日活動していても1は1というカウントになっている。規約に記載されている数で数えているということで御理解をいただきたいと思います。

山本委員から農業集落排水の言葉の普及率と比率のところにつきましては、同じ定義で計算をしていると思うのですが、これは確認を後ほどさせていただきたいと思います。

速水委員から、農地・水に関します地域住民、非農家の方の参加に向けてのインセンティブといったことかと思います。この共同活動の中では農地及び農業用水の保全と言った部分のみならず、地域住民の方が地域に住んでいて地域を守るという点では、地域の方に

参加していただきたいという趣旨から、農村環境保全活動といったものも必須の活動としております。その中では地域の景観形成とか生物に配慮した工夫をするとか、地域の農家ではない方にも効果がわかりやすい活動を取り入れておりまして、地域住民の方も参加しやすい仕組みとしているところです。

大熊委員から工事に関しましての北海道の事例も挙げての御意見ですが、非常に農業農村整備事業は必要であるということで御支援いただきましてありがたいと思っております。現状なかなか財政状況が厳しい中で農業農村整備事業といった事業も 10 年前というか過去と比べますと予算が縮減されてきている中で、しかしながら、農業水利施設等は基盤、インフラですので、これを維持・活用していかなければいけないということから、長寿命化対策に重点化して実施することとしております。

このやり方の中では画一的に決まっている訳ではなく、各地域、農家の御要望も踏まえまして、必要な工種といったもののみを選択して実施ということで、必ずやり始めたら無駄なものがついてくるわけではなく、必要な工種のみを選択して実施して、また、その実施に当たっては地域で当然話し合いをして、その結果として導入していくことにしておりますし、一般論で申し上げますと、その際に環境配慮ということも審査、チェックする事項ですので、そういったものにも配慮しながらやっていきたいと思っております。御意見いただきましたことは、今後施策をやっていく上で十分配慮してやっていきたいと思っております。

○金丸評価改善課長 以上となりますが、よろしいでしょうか。

それでは、農業関係は以上となります。説明者の入れ替えがありますので、2～3分休憩いたしまして、また再開いたします。よろしくお願いいたします。

(休 憩)

○金丸評価改善課長 それでは、林野・水産の分野につきまして開始したいと思います。

今、時間が 15 分ほど押しておりまして、若干 12 時を回るかもしれませんが、よろしいでしょうか。申し訳ございません。

それでは、まず資料の御説明をお願いします。林野庁、政策分野 12～14 につきましてお願いします。

○安東林野庁企画課長 林野庁の企画課長です。よろしくお願いいたします。

お手元の資料 3 の 10 ページをお願いしたいと思います。政策分野 12、森林の有する多面的機能の発揮の（１）多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進についてです。森林法の改正、基本計画の見直しを踏まえまして、目標が今まで 3 つあったのですが、1 つ追加することとしたいと考えています。

この（１）多面的機能に応じた森林整備の計画的な推進には、森林の維持や培養と資源としての利用を両立させるような森林経営を継続していることが必要であり、このため、

④として持続的な森林経営の確保という目標を設定することとしたいと思います。

この目標の測定指標につきまして、民有林における森林経営計画の作成率といたしまして、平成 32 年度までに 80%を目指すという目標を掲げたいと思います。この持続的な森林経営の推進には、面的なまとまりを持って森林の有する多面的機能の十全な発揮を図っていくための森林経営の長期方針を定めることが不可欠であると考えております。森林法に基づく森林経営計画の作成率というものを測定しようとするということが適当であると考えています。これ以外の目標、測定指標については、これまでと同様です。

この 12 の分野には（１）～（６）ありますが、これらにつきましても若干施策の並び方を、去年見直しました基本計画の項目の順番に合せて入れ替えをしておりますが、中身は同じです。

代表的な施策、手段ですけれども、資料 2 の 12-11 ページで（42）森林整備事業を挙げております。この事業は搬出間伐などの森林整備と、これと一体となった森林作業道の整備などを行うものです。

恐縮ですけれども、また先ほどの資料 3 に戻っていただきまして、12 ページに次の政策分野 13、林業の持続的かつ健全な発展のところ です。この 13 につきましては昨年度、基本計画に基づき目標や指標を大幅に見直したところであります。2 点リバイスをしたいと思っております。

まず目標①施業集約化等の推進の測定指標です。昨年は森林経営計画の作成が始まる前ということでありましたので、森林組合による長期経営・施業受託面積ということでは仮置きをしておきました。24 年度から森林計画制度の適用が始まるということで、これが集約化施業の実施の基礎の根拠になりますので、施業集約化の推進の指標として民有林における森林経営計画の作成率を測定指標として設定し、平成 32 年度までに 80%を目指すこととしたいと思っております。

②の人材の育成・確保で 3 つほど指標を掲げておりますけれども、そのうちの（イ）のプランナーの育成人数です。ここの目標が 2,100 人、23 年度までに育成するということを目指していたということでした。23 年度が終わりまして 2,100 人の育成ということは目標達成する見込みでして、今後は数ではなくて質を高めるステップに進みたいと思っております。右の方に書いてありますが、指標をプランナーの認定人数ということで今後、認定制度を 24 年度から始めることとしております。この入口に入っていた 2,100 人の方がそのままレベルアップをして、認定を受けていただくということを目指していきたいと考えております。それ以外の測定手法は今までと同じです。

この分野の代表的な政策手段です。また資料 2 の分厚い方に行きますが、13 に幾つか掲げさせていただいております。13-3 ページ（10）になりますが、森林整備地域活動支援交付金ということで、森林経営計画の作成ですとか、森林施業の集約化に必要な境界の確認・明確化などの活動に対して支援をするものとなっております。

また資料 3 に戻っていただいて、先ほどの 12 ページの施策分野 14、林産物の供給及び

利用の確保です。この政策についても昨年度、基本計画に基づき一部指標を見直しさせていただいております。5つ指標がありますが、そのうちの（エ）合法性証明に取り組む林業・木材事業体数についてです。今までの目標、平成27年度までに8,500を目標にしていたけれども、平成23年度末でこの目標を達成する見込みとなっております。従って、目標を上方修正し、右の方に掲げておりますけれども、27年度までに9,800という数字を置いていきたいと思っております。

これ以外の測定手法については、これまでと同様です。

資料2の代表的な政策手段です。14で幾つか掲げさせていただいております。14-4ページをごらんいただきますと、（16）地域材供給倍增事業ということで公共建築物等への地域材の利用の促進等について、支援を行わせていただいております。

以上、林野関係の説明とさせていただきます。

○金丸評価改善課長 水産庁、お願いします。

○新井水産庁企画課長 水産庁です。資料3の13ページから御説明をしたいと思います。

水産庁では、水産基本計画、漁港漁場整備長期計画、海洋水産資源の開発及び利用の合理化を図るための基本方針といったもの、すべてこの3月に見直しをしております。従いまして、指標等につきましてもその計画年次、項目等につきましても大幅に今回見直しをさせていただきたいと思っております。

水産基本計画は5年ごとにつくる10年目標ということですので、水産基本計画に載っておりますものは、目標年度は基本的に34年度。漁港漁場整備長期計画は5年ごとに5年を目標ということです。漁港漁場整備長期計画に載っているものは、基本的に目標年度を28年度という形で置かせていただいております。

まず政策分野15です。今までは低位水準にとどまっている水産資源の管理・回復といった施策のタイトルでした。しかしながら、資源が一定程度回復していると、基本的に申しますと中位のものが増えているということもありまして、今回の水産基本計画では、低水準にとどまっているという言い方はしておりません。従いまして、施策の（1）も我が国排他的経済水域等における資源管理の強化ということで、排他的経済水域と施策2の国際的な資源管理の推進ということで、2つの枠に入れさせていただいております。

目標につきましても、基本的には大きくくり化することで3つにまとめさせていただいているところです。目標につきましてもそれぞれ水産基本計画で掲げております生産量や、海面の養殖業でありますと漁場改善計画の策定海面における生産量の割合を90%とすることを目標としたところです。

次の漁業経営の安定です。多様な経営発展による活力ある構造の確立ということで、今回の水産基本計画の中で漁業所得補償対策につきまして、加入率を平成34年度で90%にする。これが基本的に漁業経営を安定して支えていくものだということで目標設定をしております。それを漁業経営の安定の一番軸にしたいということです。担い手につきましては毎年の新規就業者を2,000人、海難事故の不明者を113人以下ということで、1割ずつ

減じていこうということを目標として掲げておるということです。

おめくりいただきまして、次が 17 の漁村の健全な発展です。漁村は平成 28 年度と書いてあるものにつきましては、漁港漁場整備長期計画で掲げた目標を政策評価においても目標にさせていただくということです。②の（ア）～（カ）につきましては、以前からの目標のままとなっております。これにつきましては今年の夏に閣議決定を予定しております社会資本整備重点計画の中で、一体的に見直されるということです。その見直しを踏まえまして、また新たな目標を設定させていただくこととしています。

最後に消費の拡大です。15 ページです。このところでは今まで消費者ニーズに対応した水産物の安定供給を図るための加工・流通ということで、加工・流通の目標だけを政策の目標に掲げておりました。今回の水産基本計画の中でも水産物の消費が非常に低迷をしている。そういうことでなかなか生産の漁業者の方々のパワーも出ないということがありまして、水産物の消費拡大ということを明確なターゲットに置いてしっかりやっっていこうということで、書き込みをさせていただいております。従いまして、施策目標のところも水産物の消費拡大と安全な水産物の安定供給ということで枠組みを見直させていただきました。目標といたしまして魚介類の消費量の下げ止めという形で、これを大目的に設定したいと思っています。そういう中でいわゆる 6 次産業化の活動等につきましても、一部のものとして中に包含させていくという形での見直しをさせていただきたいと思っています。

6 次産業化につきましては、基本的に漁労外事業収入を目標に掲げていること。水産物の今後の流通の中できちんと衛生管理対策をやっていくことが大きな目標として、これは漁港漁場整備長期計画の中で取り上げられておりますので、それにつきましては 70% ということで安全な水産物の安定供給のところで掲げさせていただいております。

今、資料 3 を中心に御説明をいたしましたけれども、基本的な主な政策手段につきましては資料 2 で御説明したいと思います。政策分野 15 になります。

水産資源の回復につきましては 15-3 ページの中ほどに（12）（13）があります。資源管理体制の推進、資源調査ということで、資源をきちんと調査した上で T A C などを設定する。それから、現在各地域で資源管理の協議会をつくっております。それをきちんと進めていくことが主な政策手段ということです。

政策分野 16 です。これにつきましては 16-4 ページに（25）の漁業収入の安定対策というものがあります。これが漁業の方の収入安定ということで、平成 23 年度から行っております。共済に加えまして積立ぶらすと呼んでおりますが、一定の減収部分を補っていく。今までの原則 8 割から 9 割まで補填をするという制度の加入を進めることによりまして、資源管理の取組とともに、収入が減少した場合の収入を補填していくという形で行っていききたいと思っています。

続きまして 16-5 の（38）が新規就労対策です。基本的に毎年 2,000 人を確保するという目標の下に長期研修、現場での就業の実施を行っていくというのが政策分野 16 の中心です。

政策分野 17 です。主なものということで御紹介させていただきますが、17-5 ページで

す。これは基本的に公共事業、水産の環境整備というものでして、（16）（17）で強い水産業づくり交付金、戻っていただきまして17-4の（4）（5）で水産の基盤整備事業、直轄・補助といった形で、基本的に産地の水産業の強化、復興、防災対策の強化をさせていただきたいと思っているところです。

私からの説明は以上です。

○金丸評価改善課長 それでは、ただいまの説明につきまして御意見、御質問等がありましたらお願いいたします。

○山本委員 水産に関して、2点お伺いさせていただきます。

政策分野15（1）③主な栽培漁業対象魚種及び養殖業等の生産量の確保という指標についてお伺いします。これは平成18年に179万6,000tで、平成22年が8万3,000tぐらい減って171万3,000tとなっており、こうして見ると、ここ最近減少傾向にあるようにも見受けられます。これを34年までにまた173万9,000tまで上げるという目標設定をされており、各年の目標というのは均等にそれを年数で割って設定されているということですが、生産量の減少傾向の中でこうした目標設定というのは現実味があるものなのかどうか、教えていただければと思います。

もう一点は最後のところです。資料3の15ページです。水産業の6次産業化の②、漁港における品質衛生管理対策の推進で、こちらについては基準年が平成21年で29%。これを平成28年までに70%にするということで、こちらの資料2を見せていただくと毎年一定割合で向上させると説明されておりますが、実際には、21年から24年までの3年間で22%一気に上がって、24年から28年の4年間では大体年5%ぐらいとなっており、21年から24年まで急激に上がって、その後、緩やかになるという見込みになっています。事前分析表の説明だと均等割りのような書き方をされているのですが、この点についてどのように理解すればよろしいのか教えていただければと存じます。

○金丸評価改善課長 他にありますか。速水委員、どうぞ。

○速水委員 ありがとうございます。

森林の方で、資料3の10ページに持続的な森林経営の確保が新しく入っています。その目標というのが民有林における森林経営計画の作成率で、次の12ページに入っております施業集約化等の推進と、同じ数字が1つの目標として使われているわけです。どちらがどっちと言うつもりはないのですが、例えば持続的な森林経営の確保の部分では、持続的な森林経営というのはかなり広い範囲の中でとらえられる言葉なので、もう少しせつかくだったら同じように使うのだったら別の指標で評価する方法が、せつかく評価するのだったら別の方法が何かあるのではないかとというのが1点です。

12ページに合法証明の推進で、それ自体は大変素晴らしいことだと思いますが、合法証明に取り組む事業体の数で表している。初期の段階ではこれでいいのだろうと思いますが、そろそろ国産材の中で合法証明をとった数字が要るような時代になってきているのではないかと。どのタイミングで変えていくのかというのは、まだ政策的に検討が必要なのかなと

は思っていますが、やはり何割合法証明をとっているのかというのが必要な時代になってきていると感じております。

以上です。

○金丸評価改善課長 他にいかがですか。福士委員、どうぞ。

○福士委員 1点だけ。水産物の消費拡大と水産物の安定供給、政策分野17です。意見なのですけれども、魚介類、食用の消費量というふうに非常にわかりやすくされたことは、こういっただれにでもわかるシンプルな指標というのは1つ必要だなと思います。ただ、それを下げ止めという御説明がありましたが、基準値から目標値は全く数字が変わらないものが平成34年度まで設定されている。消費拡大をうたっているから、逆に言うと目標ですから高く上げられるなり、もしくはこれから年度を重ねたところで情報収集をしていくなりということで、指標をつくることの意味合いを考えていただければと思います。

以上です。

○金丸評価改善課長 畠山委員、どうぞ。

○畠山委員 私は被災地から来ている者ですけれども、このさまざまな指標は、津波によって奪われた岸壁でありますとか船でありますとか、もろもろのものが回復しないと、こういう指標に達しないと思います。今の回復の現状といいますか、見通しはどのぐらいの年数で回復していただけるかということ。また、消費拡大のことなのですが、農業だけではなくて放射能問題が大きく私たちにかぶってきております。我が家でもぼちぼちカキとかホタテ貝の水揚げが始まっているのですが、本当に薄氷を踏むような思いでどういう数字が示されるかということを経営者が心配しています。そういうふうなデータといいますか数字、特に放射能関係。そういうことをきちんと精査していただいて、情報を早く出していただけるようなことも、ここにちょっと加えていただきたいと思います。と思っています。

○金丸評価改善課長 他に御質問ありますか。大熊委員、どうぞ。

○大熊委員 資料3の15ページです。私も水産物の消費者の消費拡大ということで、先ほども下げ止めをしたいというご説明があって、22年度と34年度の変わらない数値がここに掲載されています。私も食育の現場にいますが、確かに今、魚を本当に食べなくなって、食べない食生活の習慣が定着しています。食べる年齢層もはっきりとした分かれがあって、中高年以上は食べるのですが、これから年代が上がって行って、そういった人たちの人数が少なくなって、若い世代の比率が増えてくると全く本当に食べなくなってくる。非常に大きな問題を含んでいます。

それで、どのような施策を行って下げ止めをしようとしているのかということをお聞きしたい。また、価格を安くするとか、販売形態を多様にするというのも必要だと思いますが、食育の観点で絶対外せないと思います。農業者が食農教育ということで食育の場に入ってきて、一定程度の効果を上げています。ですが、なかなか漁業分野での食育の参入というのが現実問題としてはなされていません。そういった食育の意識のところからも変え

ていかないと、なかなかこの流れは止まらないのではないかと思いますので、是非そういった施策も含めてほしいなと思います。

以上です。

○金丸評価改善課長 他にありませんでしょうか。

それでは、林野庁から。

○安東林野庁企画課長 速水委員から2つ御指摘をいただきました。

まず1点目の12(1)④の目標・指標と、13(1)①の目標・指標のところで、同じ指標を使って違う目標の測定手段としているという話です。我々がやっています施策は大きく森林、林業、林産物という3つの切り口に分けられるかなと思っております。政策分野もそういう形で3つに分けています。

ただし、その3つは全部独立しているというわけではなくて、三位一体と言いましょか、それぞれどちらが表、どちらが裏というわけではないですけれども、密接に絡み合っていてそれぞれ成り立っているものだと思っています。特に12の森林の目標の立て方として、今までの立て方はどちらかと言うと、資源としてどうしていくのかという部分に着目をして立てていたわけですが、去年の森林法なり基本計画の見直しの議論の中で、森林としてちゃんと続けていくためには、それを支える林業経営、それは必ずしも業としてだけでなく資源としての意味、両方支えるという意味では経営面でちゃんとしていないと支えられない。資源としても続けて利用していけない。その辺をもう少し重視していきましょう、森林という切り口からもという議論がありまして、そういう流れを受けて④として、経営の視点ということで指標を付け加えさせていただきました。

ただ、経営と言っても業としてということに偏ることなく、資源として持続的なということで、13と区別をする意味でも持続的という言葉をあえて使わせていただいています。指標として今回、森林法の改正で今年度から森林経営計画づくりに取り組むわけですが、その森林経営計画自体がちゃんと資源としての利用も含めた計画にしていこうということになったものですから、12でもそれが指標としてふさわしいだろうし、13の集約化という林業経営の切り口で見たときの視点としてもふさわしいだろうということで、たまたまというか、重複する形にはなりましたが、森林経営計画自体が2面を持っているということの表れかなと思っています。

2点目の合法性証明の御指摘ですが、去年も御指摘いただいて、その後もいろいろ部内でも検討させていただきました。おっしゃるように最終的には事業体の数云々というよりも、世の中でどれだけ流通しているかというのが重要だと思いますけれども、残念ながら現時点ではその取組が少なく、量としても正直申し上げて我々は正確には把握できていません。

ですから、まず事業体を増やす中でそれがどのくらい量としても流通の中でシェアを占めているのか。特に素材生産業というか、流通加工の分野よりも川上の分野で取組というのが、これは勿論コストの問題などもありますし、一人ひとりが小さいということもあっ

て遅れていると思っております。そちらの方が、シェアがなかなか伸びていかない。どちらが先かという問題もありますけれども、ネックになっているかと思しますので、量の把握と伸びていかないということ。事業体については、今回、国交省さんの補助事業なんかもあって事業体数としては伸びたという背景があります。そのように川上に十分そういったことが波及していない面もありますので、その辺どうやったら伸びていくのかという分析なり対策と併せて検討課題とさせていただければと思っております。

○新井水産庁企画課長 水産の関係です。順番に御説明させていただきたいと思います。

1つは養殖の関係です。養殖は近年、過密養殖の問題でありますとか、養殖適地がなかなか少なくなっている。それから、いろいろ価格がなかなか思うように動かないといったことで、伸び悩んでいることが事実です。しかしながら、世界的に見ますと漁獲が頭打ちになってくるという中、養殖の技術をきちんと確立して水産物を供給していくというのは非常に重要です。これからも疾病の予防とか、先ほども申しました収入安定の対策といったものも使いまして、生産量を少しずつではありますけれども、伸ばしていくということで、今回設定させていただいた数字ということです。

先ほど漁港漁場の整備で衛生管理をした漁港の整備というものがありません。これは目標 70%ということで 28 年度に設定をさせていただいております。21 年度 29%という基準値で、なぜこういうふうになるのかということかと思います。これは漁港漁場の整備の関係は基準年をすべて 21 年度、これは閣議決定をした数字で置かせていただいております、実態的に直近の数字、見込みであります、22 年度に 34.6%、23 年度に 40 数%になるというのが直近の見込みとなっております。それを踏まえましてぐっと伸びて、その後 28 年度までに 70%可能になるのかなということで設定をさせていただいております。

消費の数字について、最初下げ止めというお話をいたしまして、意欲が低いのではないかという御指摘もいただきました。これは後ろの方に参考ということで水産の基本計画を配らせていただいております。そこに 1 枚にまとめた資料がありますのでご覧いただきたいと思います。

まさに大熊委員からお話がありまして、最近の魚離れは非常に顕著な状況になっておりまして、昨年来、水産基本計画を検討した審議会でも非常に議論になりました。この第 3 のところで H34 すう勢という数字が入っておりますが、最近の魚介類の消費の落ち込みというのは非常に顕著でして、今のままだと実は 23.3kg になってしまう。実は 10 年前は皆さん大体 40kg ぐらい食べていただいていたのですけれども、10 年間で 10kg も減っているということです。目標を設定するときに更に上方に持っていきたいというのは、私も山々だったのですが、やはりこれを下げ止めるというのが今のトレンドから見ますと、それでも非常に意欲的な目標だと思っております。

具体的にどういうふうにやっていくのかということでいろいろ御議論いただきまして、前に基本計画の本文があります。ここを少し見ていただきますと、23 ページに国民の「魚離れ」を食い止めるためにということで、「魚離れ」という単語を書かざるを得ない状況

になっております。このために関係者の方が一丸となってということで食育、これも農林水産省とか学校給食だけではなくて、もっと最初の妊婦の方の栄養指導をされている方とか、食の文化の保護をしている方でありますとか、地方公共団体が一丸となって取り組んでいくということで、この目標を達成しようということです。今回の施策の目標に従いましていろんな施策を取り入れながら、連携しながらやっていきたいと思っているところです。

震災の関係です。まさに今回、東日本大震災で多くの漁業地域が被害を受けております。いろいろな予算を通じまして今、復興に努めているところでありますが、まだ復興道半ばというところです。

これにつきましても基本計画の3ページからご覧いただきたいんですが、今回水産基本計画の中で基本的な方針のトップに、東日本大震災からの復興ということを挙げまして、復興に全力を尽くすことにしております。

今まで復興に関しましてはいろいろな政府の基本方針といったものを定めて、例えば漁港でありますと27年度末までにきちんと復旧する。船につきましては大体25年度に復旧する。養殖は24年度末までに希望者全員の整備を目標にするという形で掲げておりまして、これを今回水産基本計画の中で改めて閣議決定という形で、政府一体として取り組んでいくということで、それぞれの今までの目標をきちんと達成していくということを書いております。

畠山委員からいただきました放射能の問題は大変深刻です。今、宮城県、福島県等で基準値を超えるといったものが出ております。お話にありましたとおり、これは情報をきちんと開示していくということが重要です。更に今年度になりまして調査のポイントも増加をさせております。そういう中で情報を開示することによって皆さんの信頼を得ていきたいと思っているところです。

これは目標の中に加えてはという話もありましたけれども、これは日々の私どもの作業ですので、毎日毎日きちんと情報を開示していくことで、今後ともきちんと取り組んでいきたいと思っております。目標には入れませんが、政府としてやっていくということでお約束をさせていただきたいと思えます。

○金丸評価改善課長　ありがとうございました。他に御意見、御質問等ありますでしょうか。

それでは、時間になりました。本日の議事はこれで終了といたしたいと思えます。長時間にわたりありがとうございました。

なお、この事前分析表につきましては、本日いただきました御意見を踏まえました修正等につきまして、後日委員の皆様にご確認いただくことといたしておりますので、よろしくをお願いいたします。その後、省内での決定手続を経まして、5月中を目途に公表させていただきますこととしております。

それでは、以上で政策評価第三者委員会を終了いたします。本日はどうもありがとうございます。

ざいました。